

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【事業年度】	第10期（自平成16年6月1日至平成17年5月31日）
【会社名】	株式会社メンバーズ
【英訳名】	MEMBERS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 剣持 忠
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03 - 3500 - 5605
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03 - 3500 - 5605
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8-20)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年8月26日に提出した第10期（自平成16年6月1日至平成17年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(7) ストックオプション制度の内容

第5 経理の状況

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(7)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を導入しております。当該制度は旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式並びに商法第280条ノ20および同第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるもので、下記の株主総会において新株引受権の付与または新株予約権の発行を決議いたしました。

前略

(訂正前)

定時株主総会決議日（平成16年8月26日）	
付与対象者の区分および人数	当社取締役および従業員等（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	45,000円（注3）
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(4) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する買入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

後略

(訂正後)

定時株主総会決議日(平成16年8月26日)	
付与対象者の区分および人数	当社取締役および従業員等(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	797株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	45,000円(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 権利者は、当社株式が日本証券業協会の開設する市場もしくは日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(4) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、円未満小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

後略

